

新庄市水道事業一般飲用井戸水質検査実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における地下水汚染状況を把握するとともに、一般飲用井戸の施設の適正管理及び総合的な衛生の確保を図るため、一般飲用井戸の水質検査を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一般飲用井戸 山形県飲用井戸等衛生対策要領（平成3年11月20日環第887号山形県環境保健部長通知）3の1）に規定する一般飲用井戸のうち、専ら自己の住居の用に供する住宅に飲用水を供給するための施設であって、本市の水道給水区域内に存するものをいう。
- (2) 設置者等 一般飲用井戸を設置し、又は管理する者をいう。
- (3) 水質検査機関 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

（対象者）

第3条 水質検査の対象とする者は、飲用として水道を使用する見込みがある設置者等（当該一般飲用井戸の存する敷地に上水道の給水装置を未設置の者に限る。）とする。

（実施等）

第4条 一般飲用井戸の水質検査を受けようとする設置者等は、一般飲用井戸水質検査実施依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、当該一般飲用井戸の水を採取し、水質検査機関に水質検査を依頼するものとする。
- 3 一般飲用井戸の水質検査は、当該一般飲用井戸につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（水質検査に要する費用）

第5条 市長は、前条の規定による水質検査に要する費用を全額負担するものとする。

（結果通知）

第6条 市長は、水質検査機関から検査結果の報告があったときは、速やかに設置者等に検査結果を通知するものとする。

- 2 設置者等は、飲用井戸の管理及び水質検査を行ったときは、これに関する記

録を作成し、３年間保存しなければならない。

（措置等）

第７条 設置者等は、前条の検査結果において水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは、保健所に連絡し、指示を受けなければならない。

２ 市長は、水質検査機関から一般飲用井戸の汚染の報告を受けたときは、設置者等に水道への加入を勧奨すること等必要な措置をとるものとする。

３ 設置者等は、自らの責任において一般飲用井戸の衛生を確保しなければならない。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。